

長与町議会災害等対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる事項が発生したときは、長与町災害対策本部等（以下「町本部」という。）と連携して災害対応等を行うため、長与町議会全員協議会内に対策会議を設置することができる。

(1) 大規模な災害や重大な事件、事故等の危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において町本部が設置されたとき。

(2) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、対策会議を設置した場合は、町長に通知する。

3 議長に事故あるときは、別に定める代理者がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 対策会議は、議員全員をもって組織する。

2 議長は、対策会議を代表し、対策会議を主宰する。

3 議長は、必要と認める場合、役員会を開くことができる。役員会の構成は議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長とする。

4 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

5 議長及び副議長ともに事故あるとき又は欠けたときは、各常任委員長及び議会運営委員長の互選により代理する者を定める。

(所掌事務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認等を行うこと。

(2) 議員からの災害情報を収集、整理し、町本部に情報提供すること。

(3) 町本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること。

(4) 議員からの意見・要望等を取りまとめ、町本部へ提案、提言等を行うこと。

(5) 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整に関すること。

(6) 町本部と連携・協力し、国、県等に対して要望活動を行うこと。

(7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の事務を処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 長与町議会災害対応要綱（平成24年12月10日）は廃止する。